

北九州市中小企業融資制度の一部改正について

令和7年4月1日に北九州市中小企業融資制度が以下のとおり改正されます。

ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

(1) 経営力強化サポート資金の対象要件の一部変更

融資対象者要件が、全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」の要件に準拠したものとなっていたが、同保証制度が令和7年3月31日保証協会受付分をもって終了となることから、後継制度である全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の要件に準拠したものに変更されます。

資金名	経営力強化サポート資金
融資対象	全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の申込資格要件に該当するもの
準拠する保証制度	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）
資金使途	事業再生計画の実施に必要な事業資金（運転・設備）
融資限度額	2億円
返済期間	15年以内（据置3年以内）
融資利率	1.30%
信用保証料	0.10%（※基準保証料率0.80%～1.20%に対して国が0.50%～0.90%補助、北九州市が0.20%補助） ※国の保証料補助は当初保証料のみです。（変更保証料は北九州市の補助を除いた全額が事業者負担となります。）
取扱期間	令和8年3月31日保証協会受付分まで

(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略資金」の名称変更及び特別枠の創設

資金名を「地域みらい促進資金」に改称した上で、国や県、北九州市等が推進する地域課題の解決に向けた取組みや未来に向けた先進的な取組みを積極的に行う中小企業者に対して、金利を0.10%優遇する特別枠が創設されます。

(3) 開業支援資金（特別枠）の融資対象者の拡充

特別枠（金利0.10%優遇）の融資対象者について、現行の「女性、35歳未満、55歳以上の男性、市外からの転入者、新たに雇用の創出を伴う事業を開始する者」に加えて、「市が別に定める事業において市の認定、評価、採択、補助金の決定等を受けた者」が追加されます。

(4) 小口事業資金及び長期事業資金の統合

一般事業資金のうち、小口事業資金と長期事業資金を統合し、長期事業資金に一本化されます。

※融資対象要件等の変更はありません。

(5) 「高度化・準高度化資金」の取扱終了

近年取扱実績がないことから、取扱が終了となります。

2. 取扱開始日

令和7年4月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以上